

マイナンバーカードの暗証番号について



マイナンバーを利用する際に使用する暗証番号は**4種類**。それぞれの主な用途をご案内します。また、それらの暗証番号は、マイナンバーカードを交付する際に設定していただきます。暗証番号はご自身で控えていただき、大切に保管してください。
※②～④は同じ暗証番号を設定することが可能です

暗証番号の種類	文字数等	主な用途
① 署名用電子証明書暗証番号	英数字6桁以上16桁以下 (AからZまでの大文字英字、0から9までの数字を使用し、英字と数字が最低でも1字ずつ使用されている必要があります。英字のみの暗証番号や数字のみの暗証番号は設定できません)	・e-Tax等の電子申請 ・民間オンライン取引(オンラインバンキング)等 ※15歳未満、成年被後見人の方には原則搭載されません。 ※氏の変更に伴う戸籍届出、住所異動などを行った際に失効しますので、同時に新規発行の手続きをお勧めしています。
② 利用者証明用電子証明書暗証番号	数字4桁	・マイナポータルへのログイン ・コンビニ交付サービス利用 ・健康保険証利用申込
③ 住民基本台帳用暗証番号	数字4桁	・転入や転居、戸籍の届出等に伴う変更手続
④ 券面事項入力補助用暗証番号	数字4桁	・新型コロナウイルスワクチン接種証明書(電子版)の申請 ・公金受取口座の登録申込等

◆マイナンバーカードに関する情報はこちらを参照ください



マイナンバーカードについて問い合わせの多い質問と回答をまとめました。
(栃木市ホームページ)



マイナンバーカードについて知りたい方は、総合サイトをご覧ください。
(地方公共団体情報システム機構マイナンバーカード総合サイト)



◆コンビニ交付やマイナンバーカードの申請・交付に関するお問合せはこちら

本庁市民生活課 ☎(21)2126 大平地域づくり推進課市民係 ☎(43)9209
藤岡地域づくり推進課市民係 ☎(62)0903 都賀地域づくり推進課市民係 ☎(29)1102
西方地域づくり推進課市民係 ☎(92)0306 岩舟地域づくり推進課市民係 ☎(55)7754

国民健康保険証をお使いの皆さまへ

「マイナンバーカード」が健康保険証としてお使いいただけます
2024(令和6)年秋以降は、保険証とマイナンバーカードが一体化されます。

(1) マイナンバーカードが手元にない場合は?

・2024(令和6)年秋以降、お手元にカードがない方やマイナンバーカードを紛失・更新中の方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付する方向で厚生労働省等において検討が進められています。
・「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

(2) 健康保険証はいつまで使えますか?

・2024(令和6)年秋以降、新規の健康保険証は発行されず、2024(令和6)年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間(有効期限が2025(令和7)年秋より前に切れる場合はその有効期限まで)使用することができる方向で、厚生労働省において検討が進められています。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

問 保険年金課 ☎(21)2131



マイナンバーカードはこちらのステッカーやポスターを貼っている医療機関・薬局でご利用可能です



厚生労働省HPでもご利用可能な医療機関・薬局を公開しています。



マイナンバーカードを使って、お近くのコンビニのマルチコピー機で、簡単に住民票や印鑑証明書、市税に関する証明書が取得できます。
休日や夜間でも、証明書が取得できるコンビニ交付サービスをぜひご利用ください。

必要なもの

- ・マイナンバーカード(プラスチック製。紙製のマイナンバー通知カードは不可)
- ・利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁の暗証番号)

料金

1通 **200円**
窓口で取得するよりも**100円お得**。さらに**待ち時間が少ない**こともメリット!

利用できるコンビニエンスストア等

- ・全国のセブンイレブン/ローソン/ファミリーマート/ミニストップ/イオンのマルチコピー機
- ・栃木市役所本庁舎2階のキオスク端末(本市に住居登録がある方のみ)

利用できる時間

- ・各コンビニエンスストア、イオン 6時30分～23時(イオンは店舗の営業時間内)
※12月29日～1月3日の年末年始、メンテナンス日を除く
- ・栃木市役所本庁舎2階のキオスク端末 平日(月・火・木・金) 8時30分～17時15分
(水) 8時30分～19時
※土曜・日曜・祝日、12月29日～1月3日の年末年始、メンテナンス日を除く



取得できる証明書

- ・住民票(本人、世帯全員、世帯の一部)
世帯主・続柄、本籍地・筆頭者、マイナンバーの記載の有無を選択できます ⇒
※注意 死亡や転出により除票となった住民票、住民票コード入りの住民票、住所の異動履歴を記載した住民票は取得できません。
- ・印鑑登録証明書
- ・市税に関する証明書
(所得証明書、住民税決定通知書、納税証明書、課税(非課税)証明書)
※詳細は、右の2次元コードを参照ください。



税証明書のコンビニ交付について



証明書に必要な記載項目を選択してね!

注意事項

- ① マイナンバーカードの暗証番号の入力を3回間違えるとロックされます。ロックされてしまった場合は、本庁市民生活課または各総合支所地域づくり推進課市民係で、解除の手続きが必要です。
- ② 通知カードは使用できません。
- ③ 証明書が複数枚の場合、ホチキスで留められていないため取り忘れ等にご注意ください。
- ④ マイナンバーカードが交付された翌日から使用できます。
※9月13日(水)6時30分～23時は、コンビニ交付サービスメンテナンスのため、システムが停止いたします。停止中は各証明書を取得できませんのでご了承ください。

